

厚生常任委員会

令和7年5月21日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎濱 真理子

齋藤 文夫

中川 議長

○奥村 容子

横田 敏文

溝部真紀子

宮崎 和彦

2. 理事者出席者

町 長

総務部長

住民生活部次長

同課長補佐

国保医療課長

環境対策課長

住民課長

中西 和夫

西巻 昭男

北 典子

明石 将樹

猪川 恭弘

東浦 寿也

峯川 敏明

副町長

住民生活部長

福祉課長

子育て支援課長

同課長補佐

同課長補佐

加藤 惠三

中原 潤

大塚 美季

佐谷 容子

大野 彰彦

土谷 純

3. 会議の書記

議会事務局長

福田 善行

同係長

吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員　奥村委員、溝部委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

先の臨時会で、厚生常任委員会の委員構成が変わりました。

私、この1年間委員長を務めさせていただきます。奥村副委員長ともどもよろしく願います。

初めに町長の挨拶をお受けします。　中西町長。

町　長

（　町長挨拶　）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、奥村委員、溝部委員のお二人を指名します。お二人にはよろしく願います。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しているとおりです。

初めに、1．継続審査を議題といたします。

（1）として、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。　東浦環境対策課長。

環境対策
課長

おはようございます。

それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、本年4月より実施をしております戸別収集モデル事業の状況についてでございます。

この戸別収集モデル事業を実施いたしましてから、約1月半が経過したところでございますが、特に大きな問題等も発生していない状況でございます。

また、住民の方からの問合せ等につきましては、開始当初は若干ございましたが、現在は、ほとんどない状況であり、問い合わせの多くは回収時間に関することや回収漏れに関することについてでございます。

この回収時間に関することといいますのは、戸別収集モデル事業の収集につきましては、戸別収集モデル事業地域のみを収集する専属班を整備し、まず、生活道路が狭いモデル事業地域の可燃ごみを軽トラックで回収し、その後、パッカー車に乗り換え、モデル事業地域内の戸別排出されている可燃ごみを回収いたします。この可燃ごみ回収後、生ごみの回収を行いますが、時間的には昼からの回収となり、生ごみの回収がまだされないといったことや、モデル事業地域内で集積所の可燃ごみは別の収集班が回収に回りますが、集積所の可燃ごみは回収されたが、戸別で出された可燃ごみがまだ回収されないといった問い合わせであり、収集方法等についてご説明をさせていただくことで、ご理解をいただいておりますが、この収集方法につきましても見直しを行いまして、モデル事業地域内については、戸別、集積所とも専属班による収集に4月末より変更を行ったところでございます。

また、取り忘れに関する内容といたしましては、生ごみなどを容器で排出いただきますが、その容器が敷地内の道路際に排出いただくようお願いをしておりますが、道路際から少し離れた玄関先に置いておられたケースや、排出容器であるという認識が難しいケース、また、収集車両の進行方向からは、陰になって排出容器が分かりづらかったというケースなどであり、それぞれの連絡をいただく中で、道路際に排出いただくことや他の容器やバケツが何種類も置かれている場合は、生ごみや可燃ごみが入っていることがわかるような明示をしていただくことなどをお願いし、それぞれ対応いただいたところでございます。

今後は、戸別収集モデル事業実施地域へのアンケート調査を実施し、ご意見をいただき、課題や問題点の洗い出し、また対応等について検討を進めて参りたいと考えております。

続きまして、例年5月30日、ごみゼロの日に近い休日から6月の環境月間に実施をしております、町内一斉清掃活動であります「いかるがの里クリーンキャンペーン」についてであります。本年は、5月31日の土曜日に実施をさせていただく予定としております。

今年度の清掃活動につきましては、集合場所を25か所から6か所に変更し、この6か所の集合解散場所を起点終点に、参加者に自由なルートで清掃活

動を実施していただくこととしており、集合場所において、ゴミ袋や手袋などの清掃用具などを配布させていただくこととしております。

また、実施時間は、午前8時30分から午前9時30分までとしており、9時30分までに6か所の解散場所に回収したゴミをお渡しいただくこととしております。

また、雨天の場合は、午前7時30分に開催の可否を決定し、ホームページ等により周知をさせていただくとともに、中止の場合は、当日、参加賞として配布を予定しております、水菜やゴーヤの苗について、天候の状況にもよりますが、中央・西・東の各公民館において配布をする予定であり、配布方法についても、中止のご案内と一緒に掲載をさせていただくこととしております。

なお、クリーンキャンペーンの開催につきましては、住民の皆さま等には、5月号お知らせ版等で周知をさせていただいております。

以上、継続審査であります環境保全及びゴミ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
宮崎委員。

宮崎委員 ちょっと今ゴミのことで、うちの自治会の方もちょっと混乱しましてね、うちの不燃物が第3月曜日から第4水曜日に変わったんですよ。第3月曜日に出して来られる方がたくさんおられて、あとは近くに外人さんとか住んでおられるのもあるし、あと、新しい家が建ってきて、ビニールのやつやったら、まあ種類いっぱい書いてますよね、それを全部入れてもいいというような感じで出してこられるんですよ。そういうのをもうちょっと、なんて言うのかな、新しい家に分別というのを広報だけじゃなしに、ポスティングとか、そういうふうなものでも、斑鳩町でけへんのかなと思って。ちょっと毎週毎週違反ゴミ、違反ゴミって置いておかれるんで、私も管理しているのでちょっとその辺がちょっと困っているところなんですけど、その周知についてどう考えているか教えていただけますかね。

委員長	東浦環境対策課長。
環境対策 課長	集積所におけますルール違反ごみの関係でございますが、今、宮崎委員が言われましたケース、そういったケースにつきまして、他の自治会でも同じような、同様の事案がございます。そういった場合は、その集積所に排出をされます住民の方々の、まず集積所にこういったルール違反があったという掲示等をさせていただく、また自治会で、町で作成をいたしました回覧等を配布していただく、また一定の個人、区域が特定できる場合でございましたら、それぞれの各家庭の方に分別の徹底を促すようなチラシ等のポスティングをさせていただくような対応をさせていただいておりますので、そういった集積所でお困りの場合はご相談いただければ、その都度対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
委員長	私の方からも、今、宮崎委員の追加ですけれども、きちんと町が作ったこういう、例えば第3水曜日に不燃物になりましたというのが、集積所のところに掲示してあるところもありますけれども、なかなか掲示が難しくってそういうのがないところもたくさんあると思うんです。やはり持ってきた、ごみを出そうとして持ってきたところに、そこにきちっと書いてあるというのはできるところとできないところがあると思うんですけれども、その場所というのが一番目につくところですのでね、その辺の配布っていうのも広げていただけたらなと思いますので、ご検討よろしくお願いいたします。 他にございませんか。 中川議長。
議 長	クリーンキャンペーンの集積所っていうのか起点っていうのかな、6か所に減らしたのは何を目的として減らしはったんかな。うちいつもたつた保育所から出発して、龍田ぐるぐるぐるぐる回って役場まで来ててんけど、それができやんようになったから、どうしたものかなというふうに悩んでてんけど、龍田方面はどこにあったんかな。ちょっと教えてもらえる。
環境対策	さきほどの報告でもご説明をさせていただきましたが、前回のクリーンキャ

課長

ンペーンまでは町内25か所の集合地点がございました。その25か所集合地点を設置した場合、そこに来られる参加者の配布物品等ですね、職員が対応させていただいておったところでございます。

昨今、働き方改革が求められる中、職員の動員も多くの職員の動員を得ていた関係もございまして、この辺をできるだけ休日の職員動員を減らしていくため、今回、集合場所を縮小させていただいたところでございます。

今後も今、おっしゃったご意見等もいただく中、参加してよかったと思えるようなクリーンキャンペーンに、いろいろ検討させていただきたいと思いますので、ご理解をいただければと思います。

なお、龍田につきましては、詳細な場所は、ちょっと今資料がございませんので、一番近い場所といたしましては、役場が一番近いかなと、それか生き生きプラザ斑鳩になる形になるのかなというふうに思います。

委員長

ほかにもございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題とします。

(1) 令和6年度国民健康保険税の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、各課報告事項の(1) 令和6年度国民健康保険税の不納欠損について報告いたします。資料1をご覧くださいませでしょうか。

地方税法の規定に基づいて、令和6年度の国民健康保険税の不納欠損処分を行ったものについて、ご報告申し上げます。

(1) 事由別内訳表でございますが、全体では53人、金額で5,797,794円の不納欠損処分を行いました。

内訳につきましては、表に記載しておりますとおりでございます。

地方税法第15条の7第4項につきましては、滞納処分をする財産がないなどで滞納処分の停止が3年間継続し、納付義務が消滅したものでございます。

地方税法第18条第1項につきましては、5年間の時効により徴収権が消滅したものではありますが、これらにつきましては、財産調査を行い滞納処分できる財産がなかったため、滞納処分の停止を行っていましたが、先に時効の到来となってまいりますために、改めて調査を行いまして、財産処分できるものがないということを確認したうえで、地方税法第18条第1項により不納欠損をさせていただいたものでございます。

次に、裏面をご覧ください。（2）年度別内訳表でございます。令和6年度不納欠損処分につきましては、年度別の件数と不納欠損額を表にしたものでございます。

その下でございます表をご覧ください。（3）不納欠損処分の推移といたしまして、過去5年間の状況を記載しております。金額、件数ともに昨年度より減少しておりますが、年度の状況によりまして増減しているところでございます。国民健康保険税の滞納対策につきましては、滞納者との接触機会をより多く確保するとともに、納付相談や納付指導により、生活状況等の把握に努め、滞納の解消に努めているところでございます。担税力の調査、差押え等も積極的に行いまして、被保険者の負担の公平性を確保していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、令和6年度国民健康保険税の不納欠損についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

中川議長。

議長

平成23年、24年、25年というのは1件、26年から2、3、6、5、9といって31年、令和2年で15、27、この極端に増えた理由っていうんか、何が原因でこれ増えたんか、わかるんやったら教えてもらえますか。

委員長	猪川国保医療課長。
国保医療課長	本年不納欠損いたしました、過去の２３年、２４年の１件というのは対象者が１人であったということと、そういった部分が残っておりまして、現在２年度分、３１年度分という部分が多いというのは、その時点で執行停止して、滞納処分を実施した件数が多かったということです。主にその部分が現在不納欠損した対象の年度になっています。
議 長	そやから、１件で済んでいる年が続いてて、１５件や２７件にぼんと増えたんは何が理由で増えたんかな、わかるんやったら教えていただきたい。
国保医療課長	古い年度の分につきましては、もうすでに残っている案件というのではない状況で、今現在、継続していた分は少なかったということで。年度の浅いもの２年度、元年度、３１年度の分については多くなっていると。
委員長	加藤副町長。
副町長	３１年度、令和２年度が多いことについては、基本的に先ほど時効の関係も含めて申しあげましたけども、まずポイントとなるのが、時効の関係が５年でございます。それでいいますと、平成３１年度分がちょうどその５年目に向かうところでございますけれども、この１５条の７の第４項が３１、令和２年が多いのは、例えば課税して１年、２年目に執行停止をかけた場合、そこから３年ですので、欠損を迎えるのは平成３１年と２年度ということになりますので当初１年、２年の間に執行停止をかけられたものについては４年目、５年目に当たる令和２年度と平成３１年度に執行停止処分の経過が３年経ちますので、その時点で処分するという事で件数が多くなっております。 古い分については、当然滞納処理とか納付制約とか、そういった関係でやっていく中で、引き続きやってきたものですが、年数の経過したところで欠損していつてますので、当然古い年度の分については少なくなっているということで、基本的に５年の時効の関係の前後というのは当然件数自体は増えて

いくということでご理解いただきたいと思います。

議 長

今の説明でようわかるねんけど、どの年も5年にあたる年になるやんか。過去から滞納した人、5年目、毎年毎年5年目にたっていくのんちゃうんかなと思うねんけど。

今、新しく法律ができて、ぽんと5年目や言うんやったらそれでわかるねんけど、ずっと滞納している人の、毎年5年目に当たってくるのちゃうの。順番にいったら年度順番にいったら、ちゃうんかな。平成30年かて平成25年から5年目とか、そやから毎年毎年遡ってみたら5年目になっていく人がおるやんな。そやからなんでこの年だけ5年目に当たる人が多かったんかなって思っ
て。

副町長

おっしゃるとおり5年目、5年目というのは、年次はずれてきます。

例えばね、この令和3年度で申しあげますと、この執行停止の処分というのが令和4年の3月、その年度末に行いますので、そこから3年経ったのがこの令和7年、この3月31日ですので、令和2年度で申しあげますと、この執行停止処分を行っているのが、その年度末の令和3年3月31日になります。そこから令和7年3月31日まで見ると4年になりますので、そういうことから言いますと、滞納処分の整理を早くできているということになります。時効の5年を待たずに、そこまでやっていってますので、そういった処理が早くいくと、当然その後ろの分というのは滞納の件数は少なくなってくるので、古い年度についてはこういった形で1件とか2件という形になっていきます。5年を迎える前に滞納処分は今進んでいるということでご理解いただきたい
います。

委員長

暫時休憩いたします。

(午前9時23分 休憩)

(午前9時24分 再開)

委員長

再開します。
ほかにございませんか。

(な し)

委員長

次に、（２）令和６年度介護保険料の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 大塚福祉課長。

福祉課長

おはようございます。
それでは、（２）令和６年度 介護保険料の不納欠損についてご報告申し上げます。
恐れ入りますが、お手元の資料２をご覧ください。
令和６年度では、令和７年３月３１日付けで、介護保険法の規定に基づき、徴収することができなくなった介護保険料について、納付者実人数で２７人分、７５万５，４８０円を不納欠損処分しております。
不納欠損処分した事由でございますが、介護保険法第２００条第１項の規定による消滅時効であります。
これらの不納欠損処分を行った者に対しましては、滞納が発生したときから未納のお知らせ、納付の督促、催告等を行ってまいりましたが、納付が得られないまま時効が成立し、徴収権が消滅となりましたことから、不納欠損処分を行ったものでございます。
下の表は、今回、不納欠損処分いたしました年度別の納付者数と保険料の内訳をお示ししております。令和２年度から令和４年度の３か年分となっております。
次に、資料の裏面をご覧ください。（３）不納欠損の状況といたしまして、令和元年度から令和６年度までの不納欠損処分を行った納付者の実人数と保険料の推移をお示ししております。
令和６年度の不納欠損額は前年度と比較いたしますと、納付者数は前年と同数の２７人、不納欠損額では、３１万４，０６０円の減となっております。
介護保険料の不納欠損処分につきましては、保険料の納付の公平性の観点か

らも、適正な処理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、令和6年度介護保険料の不納欠損についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
中川議長。

議 長 さっきの国保と一緒に令和2年は2件で、3年4年が21、26というのは、さっきの副町長が説明してくれたのと同じでええんかな。ぽんと数増えたんは。

委員長 大塚福祉課長。

福祉課長 こちらの方の令和2年度の件数が少ないことにつきましては、介護保険料の消滅時効は2年となっておりますけれども、分納制約、分けて収めるお約束をしていただきまして、納付がある方については、その時効が止まっておるんで処分しておらなかったところなんですけれども、納付がなくなってしまったりですとか、そもそもの保険者の方がお亡くなりになったりとかで納付がなくなったりとかいう形で残っておったものになりまして、それ以外の納付がなかった方につきましてはもうすでに不納欠損処分をしておりますので、件数は少なくなっておるという状況になります。以上です。

議 長 今、課長おっしゃったように、税法と一緒に分納したりとか、そういう町とお約束したらそこから2年、またなんか千円でも貰ったらそこから2年という形で、時効消滅は何かアクション起こしたらそこから2年そこから2年って延びていく間にもどないもでけへんっていう人やねんね。消滅さすっていうことは。

福祉課長 議長おっしゃるとおりでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(3) 令和6年度後期高齢者医療保険料の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療 課長 では、3番の令和6年度後期高齢者医療保険料の不納欠損についてご報告申しあげます。資料3をご覧くださいませうでしょうか。

(1)の事由別・年度別内訳表でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、令和6年度において後期高齢者医療保険料の不納欠損処分を行ったものでございます。

高齢者の医療の確保に関する法律第160条の規定に基づき、2年の時効により徴収権が消滅したことによるもので、人数が3名、金額が172,100円であります。

次に、(2)不納欠損処分の推移としまして、令和元年度からの不納欠損処分の件数と金額を記載しております。

後期高齢者医療保険料につきましても、国民健康保険税と同様に、滞納者との接触の機会をより多く確保し、生活状況等の把握に努め、滞納の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申しあげます。

以上、令和6年度後期高齢者医療保険料の不納欠損についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 次に、(4) 斑鳩町幸前2丁目193における土壤汚染状況調査結果への対

応について、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、各課報告事項の（４）斑鳩町幸前２丁目１９３における土壤汚染状況調査結果への対応について、ご説明をさせていただきます。

本事案の概要でございますが、先月の２２日に、奈良県環境森林部 水・大気環境課の職員が来庁され、斑鳩町幸前２丁目１９３に位置する事業者であります東洋スクリーン工業株式会社が、近々、工場を移転することを計画されており、当該事業所は水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設であり、移転する場合、土壤汚染対策法に基づく、有害物質使用特定施設の廃止や敷地内の土壤調査を実施する必要があることのことであり、このため、事前に事業者として敷地内の土壤調査の自主検査を行ったところ、指定物質の土壤溶出量基準を超過していることが判明し、土壤汚染対策法第１４条に基づく、区域指定の申請が県に提出をされ、県としては、「健康被害のおそれ有りの場合の要措置区域」か「健康被害のおそれ無しの場合の形質変更時要届出区域」かの区域指定を行う際のすみ分け調査を行う必要があり、土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドラインに基づき、区域内での飲用井戸調査を行うため、その調査に際しての説明等がございました。

それでは、資料４をご覧いただきたいと思います。

まず１枚目は、土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドラインに基づく調査区域内自治会長宛の依頼文書であります。

調査区域に該当する自治会といたしましては、２１自治会が対象となります。

続いて、裏面でございますが、飲用井戸調査理由と事業所の自主検査による超過物質それぞれの土壤溶出量及び地下水の最大値や飲用井戸調査の範囲についてのお知らせであります。

今回の土壤調査で、基準を超えたのは、クロロエチレン、１－２ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ふっ素及びその化合物の５種類で、金属の洗浄や油の除去など事業所での製造加工の際、使用していた物質が何らかの形で土壤に入ったものと聞いております。

続いて、３枚目は、超過箇所と調査範囲を示した位置図でございます。

調査範囲につきましては、土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドラインに基づき、土壤汚染状況調査により、基準値超過が確認された地点から、地下水の主流動方向を中心に、左右90度及び半径1000mの範囲として決定されております。

また、明日の22日、午前11時より、生き生きプラザ斑鳩におきまして、調査範囲内自治会を対象として、県より説明会が開催されることとなっております。

また、本日のこの資料4を自治会の方へ配布し、飲用井戸の有無について、調査を行うとのことであります。

なお、合わせて県より、富雄川については、斑鳩町域の下流で水質検査を行っており、当該物質については検出をされていないことの報告を受けております。

以上、斑鳩町幸前2丁目193における土壤汚染状況調査結果への対応についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
齋藤委員。

齋藤委員 調査といいますのは、自治会長に集ってもらって、井戸を使っている方にまずは井戸の状況を調査してもらおうということから始めるんでしょうか。飲用井戸の有無に係る調査を実施しますと書いていますけども。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 県から聞いておりますのは、まず対象自治会の方に回覧等を利用してこの自治会内で飲用井戸がまずあるかどうかを住民さんに調査をすると。あった場合は県の方から飲用井戸の、こういった使用をされているか、飲んでおられる場合は飲用を中止していただくと、希望者には井戸の水質検査をするという形で対応していくということで聞いております。

齋藤委員	わかりました。基準超えてるということになってますけども、そしたら健康被害とかそういうのはまた別途やるということなんでしょうか。
環境対策課長	まず飲用井戸で飲用されていた場合、飲用された方の状況等を確認されて体調の方聞き取りとかいろいろされる中で、健康被害等の調査、必要であればされるというふうに考えております。
齋藤委員	前後しますけれども、こういうふうに出てるということになると、まずは調べるというの、結果出るまでに飲まないでくださいというのが、それが先じゃないかという気がするんですけども、どんなものでしょう。
環境対策課長	その辺は県ともその話はさせていただいておりますが、所管が県のほうになります。県の方はこういう形でガイドラインに沿って対応しているという状況で聞いております。
齋藤委員	もうひとつは超過物質5つありますけれども、これは具体的にこんな障害がありますよ、こんな健康被害がありますよというふうなもの、これだけじゃ自治会長、住民に対して何も説明できないような気がするんですけども。その辺はどうでしょうか。
環境対策課長	もちろんおっしゃるように、住民さんのほうでわからないことは多々あると思います。県の方は説明会をするとともに、説明会に参加されなかった自治会長、また回覧でそれぞれに個人の方の問い合わせにつきましても、県の方で連絡先を案内文書に入れて、電話をいただく等、万全の対応してまいるというふうに聞いております。
齋藤委員	ということは、住民が直接、県に照会するということになるんですか。町は関わらないということなんでしょうか。
環境対策	もちろん関わらないということではないですけども、まず県の方で対応する

課長	ということでございます。また、自治会の方から例えば町の方にご連絡があることが想定されますので、その場合は聞かせていただいて県の方へ確認すると、そういった対応をしていきたいというふうに考えております。
齋藤委員	健康被害がないように祈るんですけども、これでもって変な噂が飛んでですね、ならないようには気を付けないと、斑鳩町のイメージにもかかわるんで、きちっと言うべきことは言って、デマとか飛ばないように、その辺だけは気を付けないと、これでもって大きく騒がれることのないようにだけはお願いしたいなと思うんですけども。以上です。
委員長	中川議長。
議 長	飲用井戸の有無に係る調査を実施するということなんで、飲み水に使っている井戸さえなかったら、大丈夫やでというふうに捉えているねんけども、大気汚染とかそんなんで、人体に影響はないということで県は考えてはるねんやろね。そやから飲み水用の井戸があるかないかだけを確認しはるということやねんけど、それ以外では人体には影響はないということやな。
委員長	東浦環境対策課長。
環境対策 課長	今回の原因物質につきましては、県の方から揮発性の高い物質であるということで聞いております。土壌に入ってしまった分についてはなかなか揮発しにくいんですけども、空気中に出た場合は揮発性が高いので大丈夫というふうには聞いておるところでございます。
委員長	ほかにはございませんか。 (な し)
委員長	私も、今、齋藤委員が質問されたことについて関連ですけども、県から町の

方に来庁されたのが4月22日ということですが、齋藤委員からもありましたけども、何かあって実際に飲んでいる方がいて、そこで健康被害が出るとかというようなことについては、町がちょっと時間がだいぶかかっているというので、大丈夫という見解でこの調査を進められているのでしょうか。

東浦環境対策課長。

環境対策
課長

大丈夫という認識は持っておりません。県の方にも再三その辺の危惧は伝えさせていただく中で、早急に対応というお話はさせていただいているところです。

委員長

わかりました。県の方からもきちっとした報告が来ると思いますけども、町としてもしっかりと見ていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。 中川議長。

議 長

大和高田斑鳩線っていうのかな、万代の通りの県道、あの万代の南側の高架の西側の側面に「自転車等放置禁止区域案内図 JR法隆寺駅周辺」っていう看板ほとんど消えてるねん。必要ないんやったら撤去する、必要あるんやったら整備する。

この看板の北側に自動車という駐車違反みたいなシールがあって、下に斑鳩

町って書いてあるねんな、それが3枚も4枚も貼ってあるねんけど、側面は白に塗られてあるねん、塗った者も塗った者やし、管理している町はこれ県に言うのが、どこに言うのか知らんけど、業者に言うのか、そこら対処した方がええの違うかなと思いますけどどうですか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 今、中川議長がおっしゃった放置禁止区域を明示するために条例で定められている標識が設置されているものだと思います。至急、現状を確認しながら適切に対応させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、厚生常任委員会を閉会します。
お疲れ様でした。

(午前9時47分 閉会)